

改正後	現行
厚生省発医第 137 号 昭和 54 年 7 月 27 日 <u>最終改正厚生労働省発医政 第 号</u> <u>令和 7 年 月 日</u> 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 1・2 (略) 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（（8）、（9）、（10）、（11）、（12）、（15）、 <u>（16）、（17）</u> 、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 （1）～（3） (略) （4）研修医のための研修施設整備事業	厚生省発医第 137 号 昭和 54 年 7 月 27 日 <u>最終改正厚生労働省発医政0807第8号</u> <u>令和 6 年 8 月 7 日</u> 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 1・2 (略) 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（（8）、（9）、（10）、（11）、（12）、（15）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 （1）～（3） (略) （4）研修医のための研修施設整備事業

別 紙

(案)

改正後	現行
平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、<u>国立健康危機管理研究機構</u>、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業 （５）臨床研修病院施設整備事業 平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、<u>国立健康危機管理研究機構</u>、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業 （６）（略） （７）医師臨床研修病院研修医環境整備事業 平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又	平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業 （５）臨床研修病院施設整備事業 平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業 （６）（略） （７）医師臨床研修病院研修医環境整備事業 平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又

別 紙

(案)

改正後	現行
は臨床研修病院の開設者（市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、<u>国立健康危機管理研究機構</u>、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業 （８）及び（９）（略） （１１）<u>解剖・死亡時画像診断等施設整備事業</u> <u>平成22年 3 月31日医政発0331第 3 号</u>厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う<u>解剖・死亡時画像診断等施設整備事業</u> イ 次に掲げる者が行う<u>解剖・死亡時画像診断等施設整備事業</u>に対し、都道府県が補助する事業 （ア）市町村等（イ）その他厚生労働大臣が適当と認める者 （１２）～（１６）（略） <u>（１７）重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u> <u>令和 7 年 3 月 5 日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策</u>	は臨床研修病院の開設者（市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業 （８）及び（９）（略） （１１）死亡時画像診断<u>システム</u>等施設整備事業 <u>平成27年 4 月 9 日医政発0409第23号</u>厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム<u>等</u>整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う死亡時画像診断<u>システム</u>等施設整備事業 イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断<u>システム</u>等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業 （ア）市町村等（イ）その他厚生労働大臣が適当と認める者 （１２）～（１６）（略） <u>（新設）</u>

別 紙

(案)

改正後	現行
<u>支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</u> <u>ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u> <u>イ 診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に対し、都道府県が補助する事業</u> <u>なお、ア又はイの診療所に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。</u> 4 (略) (交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)から<u>(6)</u>により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 (1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ア～(10) ア (略) (11) ア 都道府県が行う<u>解剖・</u>死亡時画像診断等施設整備事業 (12) ア～(16) ア (略) <u>(17) ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支</u>	4 (略) (交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)から<u>(5)</u>により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 (1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ア～(10) ア (略) (11) ア 都道府県が行う死亡時画像診断<u>システム</u>等施設整備事業 (12) ア～(16) ア (略) <u>(新設)</u>

別 紙

(案)

改正後	現行
<u>援事業</u> ア及びイ (略) (2) 及び (3) (略) (4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) イ～(10) イ (略) (11) イ 都道府県が補助する<u>解剖・</u>死亡時画像診断等施設整備事業 (12) イ～(15) イ (略) ア及びイ (略) (5) (略) <u>(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</u> <u>(17) イ 都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u> <u>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と、都道府県が補助した額</u>	ア及びイ (略) (2) 及び (3) (略) (4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) イ～(10) イ (略) (11) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断<u>システム</u>等施設整備事業 (12) イ～(15) イ (略) ア及びイ (略) (5) (略) <u>(新設)</u>

別 紙

(案)

改正後					現行				
<u>(アにより選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の2分の2から2分の1の範囲とする) とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</u>									
1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率	5 下 限 額	1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率	5 下 限 額
へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヘリポート1か所当たり <u>96,836</u> 千円	(略)		(略)		ヘリポート1か所当たり <u>92,489</u> 千円	(略)		(略)
過疎地域等診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160 m ² (2) 医師 <u>又は歯科医師</u> 住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	(略)	(略)	(略)	過疎地域等診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160 m ² (2) 医師住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	(略)	(略)	(略)
へき地保健指導所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地保健指導所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)

別 紙

(案)

改正後					現行				
研修医の ための研 修施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	研修医の ための研 修施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
臨床研修 病院施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	臨床研修 病院施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地医 療拠点病 院施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地医 療拠点病 院施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
医師臨床 研修病院 研修医環 境整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)	医師臨床 研修病院 研修医環 境整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)
離島等患 者宿泊施 施設設整 備事業	次に掲げる基準面積に <u>651</u> 千円を乗じた額とす る。 (略)	(略)	(略)	(略)	離島等患 者宿泊施 施設設整 備事業	次に掲げる基準面積に <u>352</u> 千円を乗じた額とす る。 (略)	(略)	(略)	(略)
産科医療 機関施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	産科医療 機関施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)

別 紙

(案)

改正後					現行				
分娩取扱 施設施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	分娩取扱 施設施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
解剖・死 亡時画像 診断等施 設整備事 業	1 施設当たり (1) 死亡時画像診断室 整備の場合 69,984 千円 (2) 解剖室等整備の場 合 173,694 千円	死因究明のための解剖 や死亡時画像診断、薬毒 物検査の実施に必要な施 設の新築、増築、改築及 び改修に要する工事費又 は工事請負費	(略)	(略)	死亡時画 像診断シ ステム等 施設整備 事業	1 施設当たり (1) 死亡時画像診断室 整備の場合 42,621 千円 (2) 解剖室整備の場合 105,782 千円	死因究明のための解剖 の実施に必要な施設及び 死亡時画像診断の実施に 必要な施設の新築、増築、 改築及び改修に要する工 事費又は工事請負費	(略)	(略)
有床診 療所等 スプリ ンクラ ー等施 設整備 事業	当該施設の対象面積に 次に掲げる基準単価を乗 じた額とし、消火ポンプユ ニットを整備する場合は (1)、(2) に限り 1 施設当 たり 2,460 千円を加算す る。 (1) 通常型スプリン クラー 対象面積 1 ㎡当たり 基準単価 24 千円 (2) 水道連結型スプリン クラー 対象面積 1 ㎡当たり 基準単価 23 千円 (3) パッケージ型自動 消火設備	(略)	(略)	(略)	有床診 療所等 スプリ ンクラ ー等施 設整備 事業	当該施設の対象面積に 次に掲げる基準単価を乗 じた額とし、消火ポンプユ ニットを整備する場合は (1)、(2) に限り 1 施設当 たり 2,350 千円を加算す る。 (1) 通常型スプリン クラー 対象面積 1 ㎡当たり 基準単価 23 千円 (2) 水道連結型スプリン クラー 対象面積 1 ㎡当たり 基準単価 22 千円 (3) パッケージ型自動 消火設備	(略)	(略)	(略)

改正後					現行				
	対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>28</u> 千円 (4) 消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 第 32 条適用設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>27</u> 千円					対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>27</u> 千円 (4) 消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 第 32 条適用設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>26</u> 千円			
	自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり <u>1,279</u> 千円	(略)	(略)	(略)		自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり <u>1,222</u> 千円	(略)	(略)	(略)
南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周	へき地医療拠点病院 <u>344,666</u> 千円	(略)	(略)	(略)	南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周	へき地医療拠点病院 <u>329,194</u> 千円	(略)	(略)	(略)

別 紙

(案)

改正後					現行				
辺海溝 型地震 に係 る津波 避難対 策緊急 事業	へき地診療所 <u>19,759</u> 千円	(略)			辺海溝 型地震 に係 る津波 避難対 策緊急 事業	へき地診療所 <u>18,872</u> 千円	(略)		
院 内 感 染 対 策 施 設 整 備事業	1 室あたり <u>29,420</u> 千円 とし、空調設備(空気清浄 度クラス 1 万以上)を整備 する場合は <u>37,469</u> 千円を加算する。	(略)	(略)	(略)	院 内 感 染 対 策 施 設 整 備事業	1 室当たり <u>15,724</u> 千円 とし、空調設備(空気清浄 度クラス 1 万以上)を整備 する場合は <u>35,787</u> 千円を加算する。	(略)	(略)	(略)
医 療 施 設 プ ロ ッ ク 堀 改 修 等 施 設 整 備事業	対象の長さ 1m 当たり基 準単価 <u>97</u> 千円 (ただし 30m を上限とする。)	(略)	(略)	(略)	医 療 施 設 プ ロ ッ ク 堀 改 修 等 施 設 整 備事業	対象の長さ 1m 当たり基 準単価 <u>93</u> 千円 (ただし 30m を上限とする。)	(略)	(略)	(略)

別 紙

(案)

改正後					現行				
新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	病室の感染対策に係る整備	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費 （専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バスの付属設備の整備を含む。）	3分の1	—	新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	病室の感染対策に係る整備	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費 （専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バスの付属設備の整備を含む。）	3分の1	—
	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 <u>484,000</u> 円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	2分の1			病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 <u>239,300</u> 円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	2分の1	

別 紙

(案)

改正後					現行				
	個人防護具保管施設の 整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>484,000</u> 円	病床確保、発熱外来、 又は自宅療養者等への医 療の提供に係る協定締結 医療機関として必要な個 人防護具保管庫の設置等 に要する工事費又は工事 請負費				個人防護具保管施設の 整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>239,300</u> 円	病床確保、発熱外来、 又は自宅療養者等への医 療の提供に係る協定締結 医療機関として必要な個 人防護具保管庫の設置等 に要する工事費又は工事 請負費		
重 点 医 師 偏 在 対 策 支 援 区 域 に お け る 診 療 所 の 承 継・開業 支 援 事 業	<u>次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額の合計額とする。</u> <u>基準面積</u> <u>(1) 診療部門</u> <u>ア 無床の場合</u> <u>160 m²</u> <u>イ 有床の場合</u> <u>(7)5床以下 240 m²</u> <u>(4)6床以上 760 m²</u> <u>(2) 医師住宅 80 m²</u> <u>(3) 看護師住宅 80 m²</u>	<u>診療所として必要な次 の各部門の新築、増築、 改築及び改修に要する工 事費又は工事請負費及び 買収に要する経費</u>	<u>3分の1</u>	<u>二</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

別 紙

(案)

改正後				現行			
(注) (略)				(注) 1～2 (略)			
6～15 (略)				6～15 (略)			
別 表 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)				別 表 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)			
施設の名称	種目等	構 造 別	単価	施設の名称	種目等	構 造 別	単価
へき地診療所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	へき地診療所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>172,500</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>198,300</u>
	離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>		離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>212,200</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>185,400</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>212,200</u>
過疎地域等 特定診療所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	過疎地域等 特定診療所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>172,500</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>198,300</u>
	離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>		離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>212,200</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>185,400</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>212,200</u>
研修医のための 研修施設		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	研修医のための 研修施設		鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>258,500</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>295,100</u>

別 紙

(案)

改正後				現行			
へき地保健指導所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	へき地保健指導所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>172,500</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>198,300</u>
	離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>		離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>212,200</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>185,400</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>212,200</u>
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>258,500</u>
へき地医療 拠点病院	病 棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	へき地医療 拠点病院	病 棟	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>230,900</u>
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>		診療棟	鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>258,500</u>
	医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>		医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>172,500</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>198,300</u>
医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	<u>294,800</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>257,100</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>294,800</u>
産科医療機関	診 療	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	産科医療機関	診 療	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>

別 紙

(案)

改正後				現行			
	部 門	ブロック	<u>214,000</u>		部 門	ブロック	<u>230,900</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>264,400</u>
	宿 泊 施 設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>484,000</u>		宿 泊 施 設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>294,800</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>257,900</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>294,800</u>
分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>484,000</u>	分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>264,400</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>230,900</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>264,400</u>
	宿 泊 施 設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>484,000</u>		宿 泊 施 設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	<u>294,800</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>257,900</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>294,800</u>
<u>重点医師偏在対策支 援区域における診療 所の承継・開業支援</u>	<u>診 療 部 門</u>	<u>鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ</u>	<u>484,000</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>ブロック</u>	<u>214,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>木造</u>	<u>355,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>医 師 住 宅</u>	<u>鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ</u>	<u>484,000</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>ブロック</u>	<u>214,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>木造</u>	<u>355,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>看護師 住 宅</u>	<u>鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ</u>	<u>484,000</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>ブロック</u>	<u>214,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>木造</u>	<u>355,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

別 紙

(案)

改正後	現行
(注) 1 ～ 3 (略) 第 1 号様式 (略) ～第 7 号様式 (略)	(注) 1 ～ 3 (略) 第 1 号様式 (略) ～第 7 号様式 (略)